

戸田公明 市政報告会

-震災前より元気なまちへ-

日時: 9月10日(月)
18時30分~19時30分
場所: シーパル大船渡 2F 会議室



労働3団体(連合気仙、平和環境、友愛会)は、大船渡市長戸田公明氏と「政策協定」を締結し推薦を決定(2018.7.20)しました。

大船渡市政の動向把握、働く環境に影響する政治の重要性を理解する機会です。多くの皆さんの参加をお願いします。

働き方改革 フォーラム 第2話

アンガーマネジメント入門講座

日時: 9月14日(金)
18時30分~20時
場所: 大船渡市魚市場 3F 多目的ホール

講師



(社)日本アンガーマネジメント協会、アンガーマネジメントファシリテーター
神田由香氏 ※「アンガーマネジメントでイライラと上手に付き合おう」

入門講座を聞いて人生楽しく暮らそう!

岩手県の 2018年 10月1日から

地域別最低賃金は

762 時給 円

県内の中小・未組織労働者、非正規労働者の賃金引き上げなどによる労働条件の改善・向上を図る、岩手県地域別最低賃金の改正は、8月22日の最低賃金審議会で採決し、発効は10月1日になりました。今年度は、目安額にプラス1円の24円の引き上げで額が決定され、地域別最低賃金の時給額は762円となります。

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があり、この金額を下回ると法律違反となり、

下回ったら 法律違反!

その差額を請求できます。「おかしいな?」と思うことがあったら連合気仙事務局まで連絡をください。

漫画が好きで、地獄を題材にしたものもあり、地獄と天国のお話を紹介します。昔、ある人が地獄を見たそうです。地獄にはやせ衰え、飢えて苦しんでいる人が大勢いました。ところがそこには御馳走が入った鍋があるのです。しかし、彼らの手には長さ約1mもの長い箸がくり付けてあり、御馳走を取ることはできず、自分の口に運ぶことは出来ず苦しんでいました。自分ならその箸を使って食べることが出来るかもしれません。(笑)

漫画が好きで、地獄を題材にしたものもあり、地獄と天国のお話を紹介します。昔、ある人が地獄を見たそうです。地獄にはやせ衰え、飢えて苦しんでいる人が大勢いました。ところがそこには御馳走が入った鍋があるのです。しかし、彼らの手には長さ約1mもの長い箸がくり付けてあり、御馳走を取ることはできず、自分の口に運ぶことは出来ず苦しんでいました。自分ならその箸を使って食べることが出来るかもしれません。(笑)

2018グリーンキャンペーン

RENGO 環境フォーラム



フォーラムは、及川事務局長の司会で始まり、大畑委員長は「戸町観光天文台長、岩手県地球温暖化防止活動推進員を務める吉田講師を紹介後、「フォーラム形式で開催するのは二年目、今回は観光天文台に勤めておられることから、宇宙空間との関わりなどスケールの大きいお話が聞けるものと楽しみにです」と挨拶をした。



「吉田氏は、専門である星空、宇宙の話題にも触れながら説明し、「二酸化炭素はいろいろなところに含まれている。意外な地球温暖化対策があるはず」と述べた。

参加者は、日常生活でできる省エネ、消費の節約、ごみのリサイクルといった二酸化炭素を減らす日頃からの行動など、地球温暖化を考える機会とした。

「**光害**」がある?」
▼道路・街路などの人工照明が住居内に強く差し込むと居住者の安眠・プライバシーなどに影響。▼野生動物が光に寄ってきたり、生物が光に誘われてきたり、光を嫌がって逃げる。夜行性生物などの住処に影響。▼ドライバーが眩しさで歩

行者や周囲が見えにくい、信号や標識への気づきが遅くなる。▼街路樹等植物や農作物は光の影響を受けるものもあり、出穂・落ち葉の遅れ、開花の促進に影響。▼人工照明から出る光が上方方向に漏れることで星が見えにくく、天文台観測に影響。▼明るさを競う過剰な明るさや不必要な方向に漏れた光は、エネルギーの浪費につながる。

買収供給とは 公職選挙法の知識

労働組合が政治活動に取り組む理由は、組合員と家族の暮らしを改善し、幸せを拡大するためです。労働組合は、職場の中で賃金や労働条件の維持向上の取り組みを行っていますが、私たちの暮らしはそれだけではよくなりません。

雇用・労働、税制、社会保障、環境、平和、安全保障…。こうした問題は国や地域社会の政治・経済のあり様によって大きな影響を受けており、私たちが自らの生活を改善し幸せを追求しようとするなら、企業・会社の外に出て、積極的に政治や経済に関わっていく必要があり、政治活動はその代表的と言えます。



投票買収
運動買収



利害誘導
供給

公職選挙法は「〇〇をしてはいけない」という禁止法・制限法です。悪質な違反は連座制が摘要され、候補者の当選が無効とされる場合があります。

- ▼有権者に対し投票依頼のために金を支払うこと。
- ▼選挙運動に参加する人たちに対して報酬を支払うこと。法律で支払ってよいと明記された金の支払い以外はすべて問題となる可能性がある。選挙区外や選挙権を持たない者への支払いも同様。
- ▼業者に有料で委託し、業者が社員やアルバイトを使って選挙運動をさせ、給料やアルバイト代を支払うこと。利害誘導罪
- ▼選挙運動や告示前の各種活動に参加した人たちに対してご馳走や接待をすること。会食も割り勘以外はアウト。私費でもダメ。

